

記入要領
(大気汚染防止法—一般粉じん発生施設)



届出先と管轄する地域の関係

担当課名	管轄市町村
中北林務環境事務所 環境・エネルギー課 【韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎4階】 TEL : 0551 (23) 3090 FAX : 0551 (23) 3097	韮崎市、南アルプス市、北杜市、 甲斐市、中央市、昭和町
峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課 【甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階】 TEL : 0553 (20) 2739 FAX : 0553 (20) 2728	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課 【西八代郡市川三郷町高田111-1西八代合同庁舎2階】 TEL : 055 (240) 4141 FAX : 055 (240) 4189	市川三郷町、早川町、身延町、 南部町、富士川町
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課 【都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎3階】 TEL : 0554 (45) 7811 FAX : 0554 (45) 7807	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、忍野村、 山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、 小菅村、丹波山村
甲府市環境部環境対策室 環境保全課 【甲府市上町601-4 環境センター管理棟1階】 TEL : 055 (241) 4312 FAX : 055 (241) 6190	甲府市

一般粉じん発生施設設置~~（使用、変更）~~届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県知事 〇〇〇〇 殿

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名〕

大気汚染防止法第18条第1項~~（第18条第3項、第18条の2第1項）~~の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

⑤ 工場又は事業場の名称	〇〇〇〇株式会社 △△工場	※ 整理番号	
⑥ 工場又事業場の所在地	△△市△△町△△番地	※ 受理年月日	年 月 日
⑦ 一般粉じん発生施設の種類	1 コークス炉 1基	※ 施設番号	
⑧ 一般粉じん発生施設の構造 並びに使用及び管理の方法	別紙1のとおり。	※ 審査結果	
		※ 備考	

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の大きさは、函面、表等やむを得ないものを除き日本産業規格A4とすること

記入要領（様式第3・大気汚染防止法関係）

① 届出区分

- ・ 該当しないものを線で消すなどして、届出区分を明示する。
設置： 新たに一般粉じん発生施設を設置しようとするときの届出（法第18条第1項）
使用： 法施行令の改正により、現に設置している施設が一般粉じん発生施設となった際の届出（法第18条の2第1項）
変更： 設置（法第18条第1項）又は使用（法第18条の2第1項）の届出をした者が、その一般粉じん発生施設の構造等を変更しようとするときの届出（法第18条第3項）

② 届出年月日

- ・ 届出書を提出する日を記入する。

③ 宛名

- ・ 山梨県知事の氏名を記入する。

④ 届出者

- ・ 届出者が個人の場合は、氏名、住所及び電話番号を記入する。
- ・ 届出者が法人の場合は、法人の名称、住所（登記されているもの）及び電話番号並びに代表者の氏名を記入する。

<押印について>

押印を求める手続きの見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和2年環境省令第31号）が令和2年12月28日に公布され、同日から施行されたことから、押印は不要となった。

なお、それまで押印をもって本人確認をすることとしていた書面等については、手続きの性質を踏まえ、以下に記載する「押印が求められている趣旨を代替する手段」によって、本人確認をする。

○押印が求められている趣旨を代替する手段の例

- ・ 継続的な関係がある者のメールアドレスや既登録メールアドレスからの提出
- ・ 本人であることが確認されたメールアドレスからの提出
- ・ ID/パスワード方式による認証
- ・ 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人登記書類、個人・法人の印鑑証明等）のコピーや写真の電子ファイルでの添付
- ・ 他の添付書類による本人確認
- ・ 電話やウェブ会議等による本人確認
- ・ 署名を用いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）
- ・ 実地調査等の機会における確認

- ・ 届出者が法人の場合で、代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要である。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、届出者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入すること。）

⑤ 工場又は事業場の名称

- ・ 一般粉じん発生施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記入する。

⑥ 工場又は事業場の所在地

- ・ 一般粉じん発生施設を設置しようとする工場又は事業場の所在地を記入する。

⑦ 一般粉じん発生施設の種類の

- ・ 法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記入する。その際、届出施設の数が併記されていることが望ましい。

⑧ 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法

- ・ 添付する別紙の種類（別紙1～4）を記入する。添付する別紙は、一般粉じん発生施設の種類がコークス炉にあっては別紙1、堆積場にあっては別紙2、コンベアにあっては別紙3、破砕機、摩砕機、ふるいにある場合は別紙4を使用すること。

※ 構造等変更に係る届出（法第18条第3項）にあっては、添付する別紙の作成に当たり、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記入すること。

（参考） 一般粉じん発生施設について（環境庁通知（昭和46年8月25日付け環大企第5号））

1 コークス炉

- ・ 施設は一炉団（通常、石炭塔により分離された一連の炉室の集合）単位とする。したがって原料処理能力は一炉団あたりの1日の能力である。
- ・ 石炭を原料とするもののほか、石油、ピッチを原料とするものについても適用する。

2 堆積場

- ・ 鉱物とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物及びこれに類するボーキサイト、岩塩等の国内に産しない鉱物並びにコークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイド等をいい、土石には石炭灰も含むものとする。
- ・ 堆積場が区画されている場合であっても連続しているものは一施設とする。二種類以上の鉱物又は土石が区画して堆積される場合であっても連続しているものは一施設とする。
- ・ 建設現場などにおいて、長期にわたって使用される堆積場は原則として対象とする。
- ・ 鉱物又は土石以外の物の用途に供される置場、倉庫等に、臨時的に鉱物又は土石が堆積される場合は対象としない。

3 破砕機等

- ・ ふるいとは、振動ふるい、トロンメル等をいう。
- ・ 密閉構造とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えば、バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、あるいは挿入口、排出口に続く施設の相当部分がカバーされているものが該当する。
- ・ ベルトコンベアの場合は、ホッパー、破砕機等の施設で区切られ、定置された一連のコンベア単基の集合を全体として一施設とする。

別紙 1

一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

①工場又は事業場における施設番号	NO. 1 コークス	
② 名 称 及 び 型 式	〇〇社製コークス炉 (AB-12)	
③ 設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
④ 着 手 予 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
⑤ 使 用 開 始 予 定 年 月 日	△△年△△月△△日	年 月 日
⑥ 規 模	原料の処理能力 (t/日)	130t/日
	炉 室 数	5室
	炭 化 時 間 (h)	2.5h
⑦ 装 炭 作 業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	〇〇社製サイクロンA-II型 2基
	集 じ ん 機 効 率 (%)	75%
	送 風 機 の 原 動 機 出 力 (kW)	37kW
⑦ 窯 出 し 作 業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	〇〇社製サイクロンA-I型 1基
	集 じ ん 機 効 率 (%)	69%
	送 風 機 の 原 動 機 出 力 (kW)	22kW
⑧ 消 火 作 業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	乾式消化設備 〇〇式CDR
参 考 事 項		

- 備 考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

記入要領（様式第3の別紙1・大気汚染防止法関係）

別紙1は、一般粉じん発生施設の種類がコークス炉の場合のみ使用する。

① 工場又は事業場における施設番号

- ・ “NO. 1 コークス炉”、“2号コークス炉”等の施設番号であって、一般粉じん発生施設に係るこれまでの届出における施設番号と重複しないものを記入する。

② 名称及び型式

- ・ 名称、メーカー名、型式等を記入する。

③ 設置年月日

- ・ 届出の種類が「使用届出（経過措置）」又は「構造変更届出」である場合、当該届出施設に係る設置年月日を記入する（設置届出の場合は記入不要）。

④ 着手予定年月日

- ・ 届出の種類が「設置届出」又は「構造変更届出」である場合、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記入する（使用届出の場合は記入不要）。

⑤ 使用開始予定年月日

- ・ 当該届出施設等の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記入する。

⑥ 規模

- ・ 原料（石炭）の処理能力においては、炉が複数で能力が異なるときは、それぞれ記入する。
- ・ 炉室数においては、炉室の数を記載する。
- ・ 炭化時間においては、炉室内の石炭が加熱されてコークスになるまでの時間を記入する。また、炉が複数で炭化時間が異なるときは、それぞれ記入する。

⑦ 装炭作業、窯出し作業

- ・ 一般粉じんの処理装置の種類・型式においては、当該処理装置の種類、メーカー名、型式、基数等を記入する。
- ・ 集じん機効率においては、下式を参考に重量比で記入すること。
$$\text{粉じんの捕集効率（\%）} = \frac{（入口の一般粉じん量） - （出口の一般粉じん量）}{入口の一般粉じん量} \times 100$$
- ・ 送風機の原動機出力においては、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記入する。

⑧ 消火作業

- ・ 一般粉じんの処理装置の種類・型式においては、当該処理装置の種類、メーカー名、型式等を記入する。

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

①工場又は事業場における施設番号		NO. 1 堆積場			
② 名 称 及 び 型 式		骨材置き場			
③ 設 置 年 月 日		年 月 日		年 月 日	
④ 着 手 予 定 年 月 日		〇〇年〇〇月〇〇日		年 月 日	
⑤ 使 用 開 始 予 定 年 月 日		△△年△△月△△日		年 月 日	
⑥ 規 模	面 積 (m ²)	1, 800m ²			
	堆 積 能 力 (t)	4, 000t			
⑦ 堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)		碎石 15mm 比重2.7、水分2% 50, 000t/年			
⑧ 使 用 及 び 管 理 の 方 法	堆積場がその中に設置されている建築物の概要		高さ2mのブロック造		
	散 水	装置の種類・型式・基数	〇社製スプリンクラー△型、3基		
		装置の能力 (m ³ /h)	1. 2m ³ /h		
		散 水 の 方 法	常時		
	防じんカバーの設置状況				
	薬 液 散 布	薬液の種類・名称			
		装置の種類・型式・基数			
		装置の能力 (m ³ /h)			
		散 布 の 方 法			
	締 固 め	装置の種類・型式			
方 法					
そ の 他	方 法				

- 備 考
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べ堆積量について記載すること。
 - 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量(たとえば散水の場合は水量ℓ/t)、実施頻度等を記載すること。
 - 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
 - 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

記入要領（様式第3の別紙2・大気汚染防止法関係）

別紙2は、一般粉じん発生施設の種類の鉱物（コークスを含み、石綿を除く）又は土石の堆積場の場合のみ使用する。

① 工場又は事業場における施設番号

- ・ “NO. 1 堆積場”、“2号堆積場”等の施設番号であって、一般粉じん発生施設に係るこれまでの届出における施設番号と重複しないものを記入する。

② 名称及び型式

- ・ 名称等を記入する。

③ 設置年月日

- ・ 届出の種類が「使用届出（経過措置）」又は「構造変更届出」である場合、当該届出施設に係る設置年月日を記入する（設置届出の場合は記入不要）。

④ 着手予定年月日

- ・ 届出の種類が「設置届出」又は「構造変更届出」である場合、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記入する（使用届出の場合は記入不要）。

⑤ 使用開始予定年月日

- ・ 当該届出施設等の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記入する。

⑥ 規模

- ・ 面積においては、当該届出施設の面積を記入する。
- ・ 堆積能力においては、当該届出施設の堆積することができる量を記入する。

⑦ 堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量

- ・ 堆積物の種類、比重、粒度、水分値の概数を記入する。
- ・ 通常の年間延べ堆積量を記入する。

⑧ 使用及び管理の方法

- ・ 堆積場がその中に設置されている建築物の概要においては、建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうか分かるように記入する。
- ・ 散水の装置の種類・型式・基数においては、当該装置の種類、メーカー名、型式、基数を記入する。
- ・ 散水装置の能力においては、散水実施量ではなく、散水能力を記入する。
- ・ 散水方法においては、散水実施量、実施頻度等を記入する。
- ・ 防じんカバーの設置状況においては、その種類等を記入する。
- ・ 薬液散布の装置の種類・型式・基数においては、当該装置の種類、メーカー名、型式、基数を記入する。
- ・ 薬液の散布装置の能力においては、散布実施量ではなく、散布能力を記入する。
- ・ 薬液の散布方法においては、散布実施量、実施頻度等を記入する。
- ・ 締固め装置の種類・型式においては、当該装置の種類、メーカー名、型式、基数を記入する。
- ・ 締固め方法においては、実施頻度等を記入する。
- ・ その他方法においては、散水や薬液散布等と同等以上の効果を有する措置を講じている場合に、具体的にその方法を記入する。

一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

①工場又は事業場における施設番号		NO. 1 ベルトコンベア		
② 名称及び型式		〇〇社製スチールベルト式		
③ 設置年月日		年 月 日		年 月 日
④ 着手予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日		年 月 日
⑤ 使用開始予定年月日		△△年△△月△△日		年 月 日
規 模	ベルト幅 (cm) 又はバケット内容積 (m ³)	90cm		
	単基の長さ (m) × 基数	46m × 1基		
	ベルト又はバケットの速度 (m/分)	60m/分		
	運搬能力 (t/h)	300t/h		
⑦運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量 (t/h)		碎石 35,000t/h		
⑧ 使 用 及 び 管 理 の 方 法	コンベアがその中に設置されている建築物の概要			
	集 じん 機	集じん機の種類・型式		
		集じん機効率 (%)		
		送風機の原動機出力 (kW)		
	散 水	装置の種類・型式		噴霧散水 〇〇社製△△型1基
		装置の能力 (m ³ /h)		1.8m ³ /h
		運搬量当たり散水量 (L/t)		2L/t
	防じんカバーの設置状況			
	そ の 他	方 法		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添附すること。

記入要領（様式第3の別紙3・大気汚染防止法関係）

別紙3は、一般粉じん発生施設の種類がベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のものを除く。）の場合のみ使用する。

① 工場又は事業場における施設番号

- ・ “NO. 1ベルトコンベア”、“2号バケットコンベア”等の施設番号であって、一般粉じん発生施設に係るこれまでの届出における施設番号と重複しないものを記入する。

② 名称及び型式

- ・ 名称、メーカー名、型式等を記入する。

③ 設置年月日

- ・ 届出の種類が「使用届出（経過措置）」又は「構造変更届出」である場合、当該届出施設に係る設置年月日を記入する（設置届出の場合は記入不要）。

④ 着手予定年月日

- ・ 届出の種類が「設置届出」又は「構造変更届出」である場合、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記入する（使用届出の場合は記入不要）。

⑤ 使用開始予定年月日

- ・ 当該届出施設等の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記入する。

⑥ 規模

- ・ ベルト幅（cm）又はバケット内容積（m³）において、ベルトコンベアの場合は、ベルト幅を、バケットコンベアの場合はバケット内容積を記入する。
- ・ 単基の長さ（m）×基数においては、1基あたりの長さ、基数を記入する。

⑦ 運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量

- ・ 運搬物の種類、性状を記入する。
- ・ 通常の月間運搬量を記入する。

⑧ 使用及び管理の方法

- ・ コンベアがその中に設置されている建築物の概要においては、建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうか分かるように記入する。
- ・ 集じん機の種類・型式においては、当該集じん機の種類、メーカー名、型式、基数等を記入する。
- ・ 集じん機効率においては、下式を参考に重量比で記入すること。

$$\text{粉じんの捕集効率（\%）} = \frac{（入口の一般粉じん量） - （出口の一般粉じん量）}{入口の一般粉じん量} \times 100$$

- ・ 送風機の原動機出力において、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記入する。
- ・ 散水装置の種類・型式において、当該装置の種類、メーカー名、型式、基数等を記入する。
- ・ 散水装置の能力においては、散水実施量ではなく、散水能力を記入する。
- ・ 運搬量当たり散水量においては、運搬量1トン当たりの散水実施量を記入する。
- ・ 防じんカバーの設置状況においては、その種類等を記入する。
- ・ その他方法においては、散水等と同等以上の効果を有する措置を講じている場合に、具体的にその方法を記入する。

一般粉じん発生施設（破碎機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法

①工場又は事業場における施設番号		NO. 1 ふるい		
② 名 称 及 び 型 式		パイプレータースクリーン〇〇社製△△型		
③ 設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
④ 着 手 予 定 年 月 日		〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日	
⑤ 使 用 開 始 予 定 年 月 日		△△年△△月△△日	年 月 日	
⑥ 規 模	原動機の定格出力（kW）	30kW		
	処 理 能 力（t/h）	150t/h		
⑦処理対象物の種類及び通常の月間処理量 （通常）（t/月）		碎石 15,000t/月		
⑧ 使 用 及 び 管 理 の 方 法	破碎機、摩砕機又はふるいがその 中に設置されている建築物の概要		コンクリート基礎上 鉄骨、全面トタン張	
	集 じん 機	集じん機の種類・型式		
		集 じん 機 効 率（%）		
		送風機の原動機出力（kW）		
	散 水	装 置 の 種 類 ・ 型 式		
		装 置 の 能 力（m ³ /h）		
		処理量当たり散水量（L/t）		
	防じんカバーの設置状況		上屋を全部トタン囲	
	そ の 他	方 法		

- 備 考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添附すること。

記入要領（様式第3の別紙4・大気汚染防止法関係）及び必要な添付書類

別紙4は、一般粉じん発生施設の種類が破砕機、摩砕機、ふるい（鉱物、岩石又はセメントのように供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）の場合のみ使用する。

① 工場又は事業場における施設番号

- “NO. 1破砕機”、“2号ふるい”等の施設番号であって、一般粉じん発生施設に係るこれまでの届出における施設番号と重複しないものを記入する。

② 名称及び型式

- 名称、メーカー名、型式等を記入する。

③ 設置年月日

- 届出の種類が「使用届出（経過措置）」又は「構造変更届出」である場合、当該届出施設に係る設置年月日を記入する（設置届出の場合は記入不要）。

④ 着手予定年月日

- 届出の種類が「設置届出」又は「構造変更届出」である場合、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記入する（使用届出の場合は記入不要）。

⑤ 使用開始予定年月日

- 当該届出施設等の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記入する。

⑥ 規模

- 原動機の定格能力においては、原動機を使用するものについて記入する。

⑦ 処理対象物の種類、性状及び通常の月間処理量

- 処理対象物の種類、性状をすべて記入する。
- 通常の月間処理量を記入する。

⑧ 使用及び管理の方法

- 破砕機、摩砕機又はふるいがその中に設置されている建築物の概要においては、建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうか分かるように記入する。
- 集じん機の種類・型式においては、当該集じん機の種類、メーカー名、型式、基数等を記入する。
- 集じん機効率においては、下式を参考に重量比で記入すること。

$$\text{粉じんの捕集効率（\%）} = \frac{（入口の一般粉じん量） - （出口の一般粉じん量）}{入口の一般粉じん量} \times 100$$

- 送風機の原動機出力においては、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記入する。
- 散水装置の種類・型式においては、当該装置の種類、メーカー名、型式、基数等を記入する。
- 散水装置の能力においては、散水実施量ではなく、散水能力を記入する。
- 処理量当たり散水量においては、処理量1トン当たりの散水実施量を記入する。
- 防じんカバーの設置状況においては、その種類等を記入する。
- その他方法においては、散水等と同等以上の効果を有する措置を講じている場合に、具体的にその方法を記入する。

◆ 届出書に添付が必要な書類

- ・ 届出書に添付が必要な書類は、次表のとおりであり、併記できるものについては、同一書類に記入しても良い。
- ・ 書類は、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4版で作成する。

種類	NO	事 項	記 載 内 容 等
法施行規則第10条第2項に定める事項に係る書類	1	一般粉じん発生施設の配置図	○ 工場等への案内図 ○ 工場等内における施設の配置図
	2	一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図	○ 工場等内における施設の配置図
	3	一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類	○ フローチャート図等で作成
別紙の備考により添付が必要な書類	4	一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フード含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図	○ 別紙1（コークス炉）に添付 ○ 別紙3（コンベア）に添付 ○ 別紙4（破砕機、摩砕機、ふるい）に添付
	4'	一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図	○ 別紙2（堆積場）に添付
届出内容が相当であるかどうかの判断に要する書類	5	一般粉じん発生施設の仕様書	○ コンベアにおいては、NO4の書類からベルトの幅又はバケットの内容積が分かる場合は不要 ○ 堆積場においては、NO4'の書類から面積が分かる場合は不要
	6	その他審査に必要な参考書類	○ 必要に応じて提出